

# お金ってなあに？



学  
校

年　組

名  
前



かんが  
絵を見ながら考えてみよう。

かね

# 1 お金ってなあに



みんなは、もらったおこづかいを  
なにに使っている？



おかし



文ばう具



本・CD(コンパクトディスク)



ゲーム



ゲームカード

みんなは、おこづかいを  
どんなときにももらっている？



わたしは  
毎月おこづかいを  
もらっているわ。



ぼくは  
ほしいものがあるときに  
買ってもらっているよ。



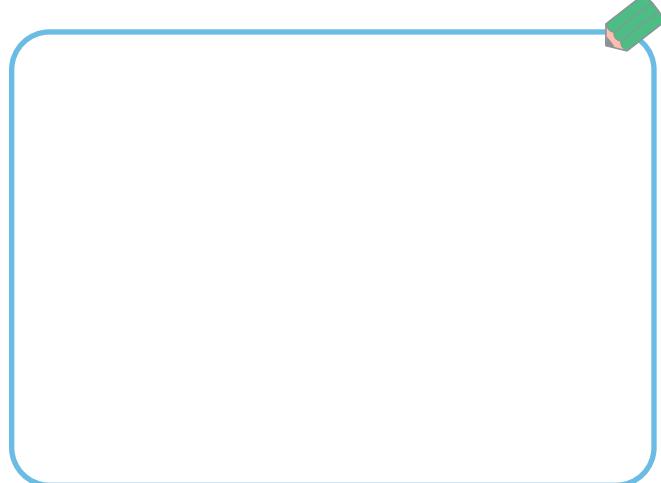
わたしは  
お手つだいをしたときに  
もらっているわ。



ぼくは  
毎年お年玉を  
もらっているなあ。



おうちのお金は、どこからくるのかな？



★おうちの人にも聞いてみましょう。

（Handwriting practice lines）



お金は、しごとで手にはいるものなんだね！

お金は、おうちの人がはたらいたからもらえる  
大切なものなんだね。



そんなことを考えずに、お金を使っていたよ。  
大切に使わないといけないね。



お金の価値かちを考えて大切たいせつに使おう！

## ② おこづかいの使い方



かんが  
よく考えずにものを買って、後悔したことは  
ないかな？ 次の①～③から選んでみよう。

- { ① ある  
② ない  
③ わからない

くひつよう  
文ぼう具が必要だったのに…  
まんがを買ったら、おこづかいが  
足りなくなっちゃった。



ほしいものがあって、おこづかいだけでは  
足りないとき、あなたならどうする？

おうちの人にお  
買ってもらおうかな。



おこづかいをためて  
買うわ。



がまんするよ。

むだづかいはもったいないね。  
むだづかいをやめて、ほしいものを買うために、  
ほしいものリストを作つてみよう！



ほしいもの

ねだん（わかつたら書いてみよう）

- ① サッカーボール 1,980円  
② ゲームカード 150円  
③ まんが 480円



買いたいものに順番をつけると  
じゅん ばん  
ほん とう  
本当にほしいものがわかるね！



## みんなも、今月のおこづかい帳をつけてみよう!

チェックらんには、必要なものには○、ほしかったけど買わなくても△、買った失敗したものには×をつけてみよう。



日	ことがら	入ったお金	出たお金 (使ったお金)	のこ 残ったお金	チェック
	合 計				
	ざん きん ちょ きん 残金(貯金)				

書いてみるとって  
大事だね！



ぼくもつけてみたよ。  
30円残すことができたよ。  
毎月ちょっとずつ  
おこづかいをためて  
サッカーボールを買おう！

日	ことがら	入ったお金	出たお金 (使ったお金)	のこ 残ったお金	チェック
1	今月分こづかい	500		500	
3	ゲーム1回		100	400	△
10	ゲームカード1袋		150	250	×
20	ラムネ2コ		60	190	△
21	チョコレート		60	130	△
23	ノート		100	30	○
	合 計			470	
	ざん きん ちょ きん 残金(貯金)				30



むだづかいをやめて、おこづかい帳をつけて、  
計画的に使うようにしよう！





お金は、おうちの人が  
はたらいたからもらえる大切なものの。  
むだづかいしないようにしなくちゃ。



うん。  
これからはおこづかい帳ちょうをつけて、  
ちゃんと見て  
おこづかいを使うようにするよ。



そうだね。  
おうちの人とも  
お金の使い方について話してみよう。

★おうちの人と、お金の使い方について話してみましょう。 

（This area contains four horizontal blue lines for writing practice.)

★1か月おこづかい帳をつけてみて、思ったことを書いてみましょう。 

（This area contains four horizontal blue lines for writing practice.)



# もっと知りたい！ これって何だろう？

## Q 契約ってなあに？

ほうりつ やくそく  
法律で守らなければならないと決められた約束のことです。  
お店でお菓子を買うことや、電車に乗るために切符を買うことも契約です。  
大人でも、子どもでも、いちど契約をしたら、  
それが約束を守らなければなりません。



## Q お金の形をしていないお金にはどんなものがある？

### A キャッシュカード



ぎんこう きんゆう きんかん よちよ きん  
銀行などの金融機関と、預貯金を出し入れ  
するなどの取り引きができるカード。

### プリペイドカード



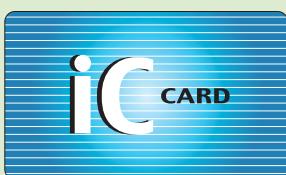
じぜん りょうきんぶん  
事前に買っておくことで、その料金分の  
サービスが受けられるカード。  
りょうきん つい かのかのう  
料金の追加が可能なカードもあります。

### クレジットカード



しはら  
お金がなくても、あとでお金を支払う  
という約束で買い物ができるカード。

### ICカード



じぜんにゅうきん  
ICカードにお金をチャージ（事前入金）  
することにより、その料金分のサービス  
が受けられるカード。くり返し使うことが  
できます。

### お金ってなあに？

平成21年 5月 発行

平成22年 3月 第二刷発行

平成22年10月 第三刷発行

平成23年 3月 第四刷発行

平成23年 8月 第五刷発行

平成24年 7月 第六刷発行

登録番号(24)14

編集 東京都多重債務問題対策協議会

編集協力 東京弁護士会／東京都金融広報委員会／(公社)全国消費生活相談員協会／  
(公財)家計経済研究所／世田谷区生活文化部消費生活課

発行 東京都生活文化局消費生活部企画調整課 TEL 03-5388-3069(直通)



古紙パック配合率70%再生紙を使用しています  
石油系溶剤を含まないインクを使用しています

## ～保護者の方へ～

### <未成年者が行った契約の取消について>

- 未成年者の契約は、法定代理人の同意がなければ取り消すことができ、契約を取り消すと、契約がなかったことになります。しかし、「親の同意がある」などと偽つて、契約の相手方をだました場合などには、契約を取り消すことはできません。
- 契約の取消は、契約の名称、日付等により、できるだけ対象となる契約が分かるようにして行います。契約の取消は口頭で行うこともできますが、契約の取消の有無について、後で紛争が生じた場合のことを考えると、契約の取消は書面で行うべきです。取り消したことを第三者が証明して証拠として残るようにするには、契約の相手方に内容証明を出すという方法があります。
- 子供が契約してしまったことに気づいたら、早めに都区市町村の消費生活センターや弁護士会の法律相談センター等に相談をしましょう。



困ったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター (〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階)

※日・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活  
相談

☎ 03-3235-1155

受付時間：月～土曜 午前9時～午後4時



架空請求  
専用相談

☎ 03-3235-2400

受付時間：月～土曜 午前9時～午後5時



### ★最寄りの消費生活センター★

### 【消費生活センター以外の相談窓口（面談）】

※予約制となります。下記番号にお問い合わせ下さい。

#### ○弁護士会の法律相談センター（有料5,250円（税込）/30分）

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| ・L C 四谷(03-5367-5280) | ・池 袋(03-5979-2855) |
| ・北 千 住(03-5284-5055)  | ・立 川(042-548-7790) |

#### ○東京司法書士会総合相談センター ※相談時間:60分(相談料は無料です)

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| ・四谷・錦糸町(03-3353-9205) | ・立 川(042-548-3933) |
|-----------------------|--------------------|

# 「お金ってなあに？」指導用資料

## 趣旨・ねらい

「お金ってなあに？」は東京都多重債務問題対策協議会が、小学生がお金の大切さやおこづかいの使い方について学ぶことができるよう作成した教材です。小学3年生を想定して作成しましたが、高学年での使用にも対応できるよう、契約についてと、電子マネーについても紹介しています。

この度、上記教材を使用するに当たり、指導時の参考となるよう、ポイントや参考情報、指導のヒントを記した指導用資料を作成しました。

「お金ってなあに？」を御活用いただき、総合的な学習の時間を始め、家庭科などの授業において、金融経済教育を実施していただければ幸いです。

### 【教科の単元と目標】

家庭科D(1)物や金銭の使い方と買物

- お金は家族が働くことによって得られた限りある大切なものであることに気付かせる。
- こづかいを題材として、計画的なお金の使い方を考えさせる。

## 解説

○児童が自分に置き換えて考えられるよう、先生と小学3年生の児童との会話を通じて学んでいく構成となっています。

# お金ってなあに？



学校	年 組
名前	



名前を記入してください。

## ポイント

- おこづかいについて、何に使っているのか、どんなときにももらっているのか、そもそもおこづかいの元となるお金はどうやって手に入るものなのかを自分の家について考えるようになります。
- それにより、お金は家の人が頑張って働いて得られるものであり、大切に使わなければいけないことについて理解を促します。
- 説明を通して、①家計収入は労働の対価である、②お金には限りがある、③おこづかいも家計の一部である、④おこづかいは子供を信用して買い物(=使い道)を任せられたお金であることを理解させます。

### 解説

- 自由な発言を促すため、批評はしないようにします。

・自由に書かせ、その後、挙手、発言を求めます。

・挙手、発言を求めます。  
発言が少なければ、  
イラストの中から補足  
します。

かんが  
絵を見ながら考えてみよう。

かね

## 1 お金ってなあに

みんなは、もらったおこづかいを  
なにに使っている?

スナック  
Chocolate  
おかし

文房具

本・CD(コンパクトディスク)

ゲーム  
ゲームカード

わたしは毎月おこづかいをもらっているわ。

ぼくはほしいものがあるときに買ってもらっているよ。

わたしはお手つだいをしたときにもらっているわ。

ぼくは毎年お年玉をもらっているなあ。

## 参考

おこづかいは、小学生の約8割がもらっています。中学年(3-4年)のもらい方では、「ときどき」が4割強、「月1回」が3割強となっており、高学年(5-6年)では、「月に1回」が5割強で最も多く、「ときどき」が約3割となっています。

おこづかいの使い方の上位3位をみると、低学年(1-2年)では「おかしやジュース」、「おもちゃなど」、「ゲームをする」、中学年と高学年では「ゲームソフトやおもちゃるい」、「おかしやジュース」、「まんが」となっています。中学年では「まんが」、高学年では「本やざっし」の順位が上がっています。

「おこづかい帳」をつけているのは、小学生で2割強から3割弱となっています。

[出典:子どものくらしとお金に関する調査(第2回)平成22年度(金融広報中央委員会)]

<http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/kodomo2010/pdf/10kodomo.pdf>

## 解説

おうちのお金は、どこからくるのかな?



★おうちの人にも聞いてみましょう。



お金は、仕事をして手にはいるものなんだね!

お金は、おうちの人がはたらいたからもらえる大切なもののなんだね。



そんなことを考えずに、お金を使っていたよ。  
大切に使わないといけないね。

お金の価値を考えて大切に使おう!



お家に帰ってから聞いてみましょう。

働いて受け取れるお金には限りがあります。  
その限りあるお金から、家族みんなの暮らしに必要なものを買っています。  
おこづかいもその一部です。

## ポイント

- 限られたおこづかいの中で欲しいものを買うためには、①無駄遣いをしないこと、②優先順位をつけて本当に欲しいものは何かを考えること、③おこづかい帳をつけて計画的に使うことが大切であることを気付かせます。
- 子供の頃から、欲しいものを全て買うのではなく、本当に必要なものと考えて計画的に買う習慣をつける必要があります。このために、おこづかい帳をつけるときに買い物が適切だったかどうかもチェックさせると効果的です。
- 必要なものと欲しいものを明確に分け、欲しいものを手に入れるために必要なもののお金まで使わずに、欲しいものはお金をためて買うように理解させることが大切です。

## 解説

・該当すると思うところに挙手させます(コメント例)

①ある→  
「勉強になったね」

②ない→  
「お買い物が上手だね」

③分からぬ→  
「もう一度考えてごらん」

・挙手、発言を求めます。  
「がまん」、「貯金」は評価してください。  
「前借り」の場合は、先にもらったたら次の月に使えるお金が減ってしまうこと、また足りなくなってしまうかもしないことを気付かせます。  
「補填」の場合は、お家のお金には限りがあるって使い道が決まっていたことを思い出させ、家族のルールを守ることを促します。  
(例)会社におねだりしてもお給料は増えませんよね…

・欲しいものに番号を振って、優先順位をつけさせます。

## 2 おこづかいの使い方



買いたいものに順番をつけると  
本当にほしいものがわかるね!

# 授業のヒント

〈A先生〉

おこづかい帳の記入の練習をするときは、子供が迷って時間がかかり過ぎないように、事前に品物名やゲームをするなどの内容を書いたワークシートを用意しています。

<B先生>

商品やゲームの大きいイラストを黒板に貼って例示しています。そのとき、消しゴムなどで、1個100円、3個200円、キャラクターもの1個120円など選択できるような例を出すようにしています。

<C先生>

月の前半でおこづかいを使い切ってしまうような使い方などを黒板に例示して、児童に意見を求めています。

- 子供たちがおこづかい帳をつける動機づけになる利点を気付かせます。  
①買物の様子が分かり計画が立てられる(無駄遣いをしなくなる)

- ②使った分と残金が見て分かる。

- ### ③不足や紛失、使途不明(使い)道



こん げつ ちょう  
みんなも、今月のおこづかい帳をつけてみよう!

ひつよう  
チェックらんには、必要なものには○、ほしかったけど買わなくても  
すんだものには△、買った失敗したものには×をつけてみよう。



書いてみることって  
大事だね！



ぼくもつけてみたよ。  
30円残すことができたよ。  
毎月ちょっとずつ  
おこづかいをためて  
サッカーボールを買おう!



 むだづかいをやめて、おこづかい帳をつけて、  
計画的に使うようにしよう!

解說

○記入の前提として、おこづかい「500円」は、必要な文房具は自分で買い、残ったお金で欲しいものを買ってもよいとの約束で渡されていることとします。

上記、授業のヒント参照

- ・記載例を提示して各項目に対するチェックの評価の発言を求めます。

○:必要なもの  
△:欲しかったけれど  
なくともすんだもの  
×:買って失敗だったもの

複数発言を求めて印をつけます。

- ・必要なものと欲しいものに分けて考えさせます。必要なものはないと思ふもので、欲しいものは自分のものにしたいもの、あればいいなと思うものです。

※欲しいものは一人ひとりの価値観によって違いますので、買って失敗だったかどうかは本人の判断を尊重します。

## ポイント

- この教材で学んだことを再確認するページです。
- 家庭でもお金の使い方について話し合ってもらうことを想定しています。

### 授業のヒント

< A先生 >

授業の復習のために「おこづかいのお約束」のプリントを配っています。

～おこづかいのお約束～

- 1 「ほしいもの」と「必要なもの」に分ける。
- 2 おこづかいは、計画をたてて使おう。
- 3 足りないときは、ためてから使おう。
- 4 おこづかい帳をつけよう。
- 5 お金の「かしかり」はダメ。
- 6 こまった時は、おうちの人人にすぐに相談しよう。

### なぜ貸し借りがだめなのかの理由

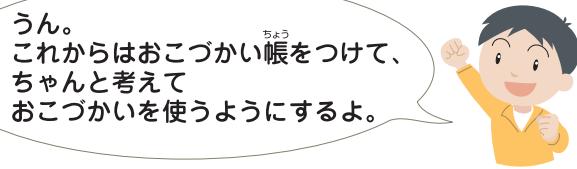
おこづかいはお家の人が、あなたを信用して買い物を任せたお金です。お金を貸すと、あなたではない人がお金を使うことになるので、貸し借りはいけません。また、お金が返ってこなかったり、トラブルの原因になりやすいので、お金の貸し借りはやめましょう。

### 解説

- ・コメントを読み上げます。
- ・保護者と「おこづかいのルール」を話し合うように提案します。



お金は、おうちの人が  
はたらいたからもらえる大切なもの。  
むだづかいしないようにしなくちゃ。



うん。  
これからはおこづかい帳ちょうをつけて、  
ちゃんと考えて  
おこづかいを使うようにするよ。



そうだね。  
おうちの人とも  
お金の使い方について話してみよう。



おこづかいについて  
いつ、いくら、どのように、  
何を買うか、募金、貯金、値段が  
高かったらどうするかなどを、  
お家人の人と話し合ってもらうことを  
想定した欄です。



学んだことを定着させる  
ために、おこづかい帳を  
つけた感想を記入できる欄  
です。

★おうちの人と、お金の使い方について話してみましょう。

★1か月おこづかい帳をつけてみて、思ったことを書いてみましょう。

- 小学生には少し難しい内容ですが、授業時間に余裕があるとき、もしくは家庭でお金の使い方について話し合ってもらうときに活用するための、参考ページです。
- 契約と約束の違いを理解させます。いろいろな場面で契約があり、責任があることを教えます。
- 「契約」は法律上の責任が生じる約束であり、守らなければならないものです。しかし、契約そのものに問題がある場合もあります。困ったときには、一人で悩まずに周りの大人にすぐ相談することが大切だということを伝えてください。
- 電子マネーは、いくらでもお金がわいてくる魔法のカードではなく、お金と同じように大切に使わなければならぬことを理解させます。

## 参考

### 民法【契約自由の原則】

- 1 締結の自由：契約を結ぶか結ばないかを自由に決定できる。
- 2 相手方自由：契約の相手を自由に決定できる。
- 3 内容決定の自由：商品、価格などの契約条件を自由に決められる。  
(ただし、社会的妥当性や道徳観に反するような内容の契約は結べない。)
- 4 方式の自由：口頭によるか契約書によるかなど、契約の方法を自由に決定できる。



## もっと知りたい! これって何だろう

### Q 契約ってなあに？

法律で守らなければならぬ約束のことです。お店でおかしを買うことや、電車に乗るために切符を買うことも契約です。大人でも、子どもでも、いちど契約をしたら、それぞれが約束を守らなければなりません。



法律で守らなければならぬ約束のこと。相手にお金を支払うものは、契約です。

## 解説

### 約束

- ・お友達との遊ぶ約束
- ・親とのゲームを買ってもらう約束

### 契約

- ・お店で文房具を買う
- ・バスに乗る
- ・レストランで料理を注文する

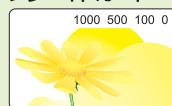
### Q お金の形をしていないお金にはどんなものがある？

#### A キャッシュカード



銀行などの金融機関と、預貯金を出し入れするなどの取り引きができるカード。

#### プリペイドカード



事前に買っておくことで、その料金分のサービスが受けられるカード。料金の追加が可能なカードもあります。

#### クレジットカード



お金がなくても、あとでお金を支払うという約束で買い物ができるカード。

#### ICカード



ICカードにお金をチャージ（事前入金）することにより、その料金分のサービスが受けられるカード。くり返し使うことができます。

日常生活で使われている様々なカードを取り上げ、その仕組みについて説明しています。

#### お金ってなあに？

平成21年5月発行 平成23年3月 第四刷発行  
平成22年3月 第二刷発行 平成23年8月 第五刷発行  
平成22年10月 第三刷発行 平成24年7月 第六刷発行

登録番号(24)14

編集 東京都多債務問題対策協議会  
編集協力 東京弁護士会／東京都金融広報委員会／(公社)全国消費生活相談員協会／  
(公財)家計経済研究所／世田谷区生活文化部消費生活課  
発行 東京都生活文化局消費生活部企画調整課 TEL 03-5388-3069(直通)



お金の形はしていないけれど、お金と同じように使えるような仕組みにしています。このような電子マネーは貨幣の価値を電子化してICカードなどに記録するものです。事前に入金をするチャージ式のもの、クレジットカード機能のついた後払い式のものがあります。

大変便利なですが、お金の使い方が下手だと使いすぎて失敗してしまうことがあります。今のうちからおこづかいで上手なお金の使い方を練習しておけば、失敗しなくて済むようになります。

# ポイント

- 子供(未成年者)が契約をしてしまった場合の契約の取消しについて説明するとともに、専門の窓口として近くの消費生活センターなどの存在を保護者の方に伝えるページです。

参考HP

- 東京くらしWEB(東京都消費生活関連HP) <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>
  - Web版消費者教育読本(東京都消費生活総合センター作成)
    - ・「おしえて! キッズ博士 けいやくのギモン? ★完全攻略クイズ」(小学校高学年向け)  
<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/kyoiku/web/index.html>
  - 知るばると(金融広報中央委員会HP) <http://www.shiruporuto.jp/>
    - ・学校における金融・金銭教育 <http://www.shiruporuto.jp/teach/school/index.html>
    - ・金融に関する消費者アンケート調査 <http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/enqu/index.html>

解 説

お家の人に渡して、読んで  
もらいましょう。

## ～保護者の方へ～

#### ＜未成年者が行った契約の取消について＞

- 未成年者の契約は、法定代理人の同意がなければ取り消すことができ、契約を取り消すと、契約がなかったことになります。しかし、「親の同意がある」などと偽って、契約の相手方をだました場合などには、契約を取り消すことはできません。
  - 契約の取消は、契約の名称、日付等により、できるだけ対象となる契約が分かるようにして行います。契約の取消は口頭で行うこともできますが、契約の取消の有無について、後で紛争が生じた場合のことを考えると、契約の取消は書面で行うべきです。取り消したことを第三者が証明して証拠として残るようにするには、契約の相手方に内容証明を出すという方法があります。
  - 子供が契約してしまったことに気づいたら、早めに都区市町村の消費生活センターや弁護士会の法律相談センター等に相談をしましょう。



困ったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター (〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階)

※日・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活  
標誌 03-3235-1155

**架空請求** ☎ 03-3235-2400

**架空請求 03-3235-2400**



## ★最寄りの消費生活センター★

お住まいの区市町村の消費生活センターの連絡先を記載してください。

## 【消費生活センター以外の相談窓口（面談）】

※予約制となります。下記番号にお問い合わせ下さい。

- 弁護士会の法律相談センター(有料5,250円(税込)/30分)
    - ・L C 四谷(03-5367-5280)
    - ・池 袋(03-5979-2855)
    - ・北 住(03-5284-5055)
    - ・立 川(042-548-7790)
  - 東京司法書士会総合相談センター ※相談時間:60分(相談料は無料です)
    - ・四谷・錦糸町(03-3253-9205)
    - ・立 川(042-548-3933)



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています  
石油系溶剤を含まないインキを使用しています